

板橋区掲示板設置管理要綱

第1条 区政の普及及び啓発等並びに広告掲載に供するため掲示板を設置する。

第2条 掲示板の設置場所の基準は、居住の密度、街区の形状、道路交通の事情、その他を勘案し、別に定める。

第3条 掲示板に掲示することができる物件は、次のとおりとする。

- (1) 区の機関が発行するポスター、ビラの類
- (2) 国及び都の機関が発行するポスター、ビラの類
- (3) 電気、ガス供給等の公益事業者が発行する公益的ポスター、ビラの類
- (4) 前各号のほか、公共の利益となるポスター、ビラの類

2 掲示する物件の大きさは、原則としてB列3判以下とする。

第4条 掲示板の広告掲載に関する事項は、別に定める。

第5条 第3条第1項第1号の物件を掲示しようとする者は、区民文化部地域振興課長に届け出て、物件に検印の押印を受けなければならない。

2 第3条第1項第2号から第4号までの物件を掲示しようとする者は、区民文化部地域振興課長の承認を受け、物件に検印の押印を受けなければならない。

3 前2項の検印の押印のない物件は、掲示板に掲示することができない。

第6条 掲示板に係る次の管理は、地縁的な公共的団体に委託する。

- (1) 掲示板に前条の検印の押印のある物件を掲示すること。
- (2) 掲示板に掲示した物件で、掲示期間の満了したものを、はがすこと。
- (3) 掲示板に掲示する物件相互間の美観調整を保つこと。
- (4) 前条の検印の押印のない物件で掲示板に掲示されたものを、はがして保存しておくこと。
- (5) 掲示板について、清掃及び軽易な補修を行うこと。

第7条 前条の掲示板の管理を受託した者に対しては、毎年度予算の範囲内で定める金額の委託料を支払う。

第8条 受託者は、その構成員あてに発する通知で、政党的色彩及び営利的色彩がなく、かつ区長が別に定める基準に該当するものに限り、第5条第3項の規定にかかわらず、掲示板に掲示することができる。

第9条 区の係員、受託者及び区長が特に認めた者以外の者は、掲示板に物件を掲示する行為をすることができない。

第10条 区の設置する掲示板と他団体の設置する掲示板が共存し、相互の設置目的が重複する場合は、他団体に対し、調整を求めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年3月1日から施行する。